

丹波市過疎地域持続的発展計画 概要版

1 策定の背景と主旨

- ・ 丹波市は、令和3年4月1日に施行された「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」により、青垣地域が過疎地域とされた（一部過疎）。
- ・ 「第2次丹波市総合計画」をはじめとした市の各種計画や旧青垣町振興計画などを踏まえつつ、過疎地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上を実現するため、持続的発展に向けた総合的かつ計画的な施策を推進していくための指針として、「丹波市過疎地域持続的発展計画」を令和3年9月に策定した。

2 計画期間

- ・ 令和3年度から令和7年度までの5年間

3 地域の課題

- ・ 青垣地域は、市内他地域と比べ、人口減少、少子高齢化が進む中、合併後は青垣住民センターの整備、小学校4校の統合など公共施設の複合化・統廃合を進めてきた。
- ・ 人口減少の要因のひとつとして、大学進学や就職を転機とした転出者が、地域に戻ってきていない傾向があり、地域を支える人材不足によって、空き家や耕作放棄地の増加、労働力の低下、自治会等が持つ公益的な機能の低下など、様々な課題に直面している。

4 計画の基本方針

- ・ SDGsの理念を踏まえた「第2次丹波市総合計画」をはじめ、「第2期丹波市人口ビジョン」、「第2期丹波市丹（まごころ）の里創生総合戦略」、「丹波市まちづくりビジョン」、各種個別計画及び兵庫県過疎地域持続的発展方針と整合を図り、過疎地域持続的発展に関する本市の基本方針を定める。

[基本方針]

- ・ 地域活力の更なる向上、地域循環共生圏（ローカルSDGs）の形成を目指す。
- ・ 移住・定住者、関係人口の増加に向けて取り組む。
- ・ 地域の人材育成を図り、地域住民どうしの関わり合いを支援する。
- ・ 産業集積の形成など、新たな視点を持って雇用の創出に向けた取組を進める。
- ・ 地域住民や地域団体等の参画と協働を大切に、課題解決に取り組む。

■重点的に取り組む施策方針

人材の育成

- ・ 課題解決に取り組む地域のリーダーの育成
- ・ 移住・定住者・関係人口の創出と拡大に向けた取組
- ・ ICT を活用できる人材の育成

産業の振興

- ・ 道の駅あおがきの再整備を起点とした「食・遊・学・泊」の賑わいの創出
- ・ ICT を中心とした産業集積の形成と ICT の活用
- ・ ゲストハウス等を活用した自然体験型観光の充実

住み続けたいくらしの実現

- ・ 災害に強い地域防災体制
- ・ 認定こども園～高等学校までの一貫した子育て・教育環境の充実と博学連携の推進
- ・ 青垣診療所を拠点とした地域包括ケアシステムの推進・深化

5 持続的発展に関する基本目標

- ・ 人口減少化にあって重要なことは総人口ではなく人口構成であること、さらには、移住・定住の促進を図るために、まずは知ってもらい青垣地域に関心をもってもらう関係人口の増加が重要であることから、次の3つを基本目標に設定する。

[基本目標]

- ・ 0～64歳（年少人口、生産年齢人口）の人口割合（住民基本台帳上人口）
- ・ 相談窓口を利用して移住した世帯数
- ・ 観光入込客数

指標	単位	R2	R7	備考	
0～64歳の人口割合	%	60	63	市人口ビジョン数値を参考に設定	
相談窓口を利用して移住した世帯数					
	市全域	世帯	50	-	市総合計画数値（R6目標値は30世帯）
	青垣地域	世帯	10	10	市総合計画数値を参考に設定
観光入込客数	万人	9	19	市全体の目標数値を参考に設定	

6 評価に関する事項

- ・ 第2次丹波市総合計画と同様に、事業完了後の翌年度の行政評価（施策評価、事務事業評価）に合わせて評価・検証を行う。

7 施策項目とその対策

第2章 移住・定住・地域間交流の促進、人材の育成
ア 移住・定住 ①小・中・高での一貫したキャリア形成による地元就業の促進 ②お試し移住・就業等の推進 ③移住後の生活不安に寄り添う細やかな相談対応 ④大学連携に基づく関係人口の創出・拡大に向けた取組
イ 地域間交流 ①関係人口の拡大 ②地域の活性化
ウ 人材の育成 ①地域リーダーの育成 ②地域の課題解決に向けた取組がより相乗的に発揮できるような仕組みづくり
第3章 産業の振興
ア 農業 ①耕作放棄地の解消 ②有害鳥獣対策 ③農産物の振興に向けた支援
イ 林業 ①森林整備 ②資源循環型林業の確立 ③新規労働者の確保・育成・技術の向上
ウ 商工業 ①小規模店舗や中小企業に向けた支援 ②起業支援、産業立地促進 ③農商工の連携 ④新たな雇用を創出する事業者の参入支援
エ 観光 ①地域の魅力発信と魅力向上に向けた施設整備 ②体験型観光の充実
オ 情報通信産業 ①新たな働き方の受入 ②地域の情報化に向けた環境整備
第4章 地域における情報化
①地域の情報化 ②行政手続きの電子化
第5章 交通施設の整備、交通手段の確保
ア 道路・橋梁 ①道路の保全 ②橋梁の保全
イ 交通 ①公共交通の充実
第6章 生活環境の整備
ア 水道施設 ①水道施設の長寿命化や計画的な更新
イ 浄化槽 ①浄化槽の維持管理

<p>ウ 廃棄物</p> <p>①ごみの適正処理 ②ごみの資源化の推進 ③ごみの削減、地域循環共生圏の構築に向けた取組</p>
<p>エ 消防・救急・防災</p> <p>①消防体制の充実 ②救急体制の充実 ③防災体制の充実</p>
<p>オ 公営住宅等</p> <p>①住宅の適正な管理 ②未分譲地の解消、入居率の向上</p>
<p>第7章 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進</p>
<p>ア 子育て</p> <p>①子育てしやすい就労環境の整備 ②母子保健や育児の切れ目のない相談体制の充実 ③幼児教育・保育の質の向上 ④認定こども園の法人運営の支援 ⑤公園整備</p>
<p>イ 高齢者福祉</p> <p>①介護予防の推進、医療と介護の連携 ②地域の互助と見守り体制の構築 ③認知症高齢者が暮らしやすいまちづくり ④介護サービスの充実</p>
<p>ウ 障がい福祉</p> <p>①障がい者の安心な暮らしの支援 ②障がい者の就労の支援</p>
<p>第8章 医療の確保</p>
<p>①医療体制の確保</p>
<p>第9章 教育の振興</p>
<p>ア 学校教育</p> <p>①学校教育の充実</p>
<p>イ 社会教育</p> <p>①社会教育の充実 ②地域リーダーの育成</p>
<p>第10章 集落の整備</p>
<p>①地域の課題解決に向けた取組 ②空き家を活用した地域の活性化</p>
<p>第11章 地域文化の振興等</p>
<p>①文化財の保全に向けた活動支援 ②次世代に向けた郷土の愛着深化 ③文化芸術団体の運営支援 ④文化芸術の振興</p>
<p>第12章 再生可能エネルギーの利用の推進</p>
<p>①再生可能エネルギー事業・省エネルギー事業の推進</p>
<p>第13章 その他地域の持続的発展に関し必要な事項</p>
<p>①男女共同参画社会の推進 ②人権教育・啓発 ③自然環境保全の啓発</p>

8 産業振興促進事項

- 本市の産業振興を促進するため、本市単独の取組に加えて、3市（福知山市、朝来市、丹波市）連携事業の推進など、近隣市町との連携に努め、より効果的に振興を図っていく。

産業振興促進区域及び振興すべき業種（法第23条、24条）

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
青垣地域	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業	令和3年4月1日～令和8年3月31日	